

令和4年度12月補正予算編成方針

今回の補正予算は、次に掲げるものについて編成するものとする。

- (1) 令和4年度6月補正予算要求時に提出された「今後の補正見込みに関する調書」に掲げるもののうち、今回予算補正を必要とするもの
 - (2) 当初予算編成後の情勢変化に伴い、真に予算補正を必要とするもの
- ※ ただし、政策会議の審議結果が了であったとしても、上記編成方針の趣旨を逸脱しているものについては要求を認めない。